

令和7－10年度

うるま市道路・公園包括維持管理業務（第1期）

維持管理基準

[要求水準書別紙5]

令和7年3月

うるま市

# 目次

<b>第1章</b>	<b>道路維持管理業務</b> .....	<b>1</b>
第1節	車道補修.....	1
第2節	歩道補修.....	1
第3節	側溝補修.....	1
第4節	側溝内清掃・草刈.....	1
第5節	安全施設補修（反射鏡、防護柵）.....	2
第6節	清掃（路面清掃、落下物撤去、交通事故後の対応）.....	2
<b>第2章</b>	<b>公園維持管理業務</b> .....	<b>2</b>
第1節	施設補修.....	2
第2節	清掃.....	3
第3節	設備保守.....	3
<b>第3章</b>	<b>植栽管理業務</b> .....	<b>4</b>
第1節	除草.....	4
第2節	植栽管理（低木、高木）.....	5

## 第1章 道路維持管理業務

### 第1節 車道補修

#### (1) 幹線市道（1級、2級）

該当箇所を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。※外灯は対象外

#### (2) その他市道

該当箇所を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより市民の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。※外灯は対象外

### 第2節 歩道補修

該当箇所を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより市民の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。なお、補修等の対象は、縁石、雨水桝（排水関係）、舗装関係（平板、アスファルト等）、車止め、点字ブロックとする。※外灯は対象外

### 第3節 側溝補修

該当箇所を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより市民の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、又は機能不良を発見した場合に対応する。

### 第4節 側溝内清掃・草刈

該当箇所を要因とした機能不良を発見した場合に対応する。

対象区域内にある雨水桝、取付管、横断側溝、排水管、暗きよなどについて、市民生活に影響を及ぼす道路冠水等が発生することのないよう、良好な状態を維持するため、雨水桝等の清掃、異物除去、側溝の補修、洗浄、その他雨水桝等の機能を維持するために必要な作業（浚渫等）を行う。

また、雨水桝等の汚泥清掃は、次の事項を踏まえて行わなければならない。

- 1 路面が冠水することがないように清掃し、その状態を保つものとする。
- 2 収集したゴミ・土砂等は速やかに運搬し、適切に処理する。

## 第5節 安全施設補修（反射鏡、防護柵）

### （1）反射鏡

#### （ア）支柱

該当箇所を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより市民の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

#### （イ）反射鏡

反射鏡の視認性の低下を確認した場合に対応する。

### （2）防護柵

該当箇所を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより市民の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、又は機能不良を発見した場合に対応する。

## 第6節 清掃（路面清掃、落下物撤去、交通事故後の対応）

### （1）路面清掃、落下物撤去

作業は、次の事項を踏まえて行わなければならない。

- 1 道路上に通行を妨げる落下物があった場合は、速やかに発注者に対応方法を確認し、その指示に従うものとする。
- 2 道路上に動物の死骸があった場合、環境政策課へ対応要請の連絡をする。
- 3 収集したゴミ・土砂等は速やかに運搬し、適切に処理する。
- 4 不法投棄を発見した場合は、発注者に対応方法を確認し、その指示に従うものとする。

### （2）交通事故後の対応

警察・消防、保険業者による対応に遅れが生じる場合等において、事故の発生に伴う路面状況を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合に対応する。また、対象区域の道路において事故があった場合、漏れたオイルの清掃、破片の清掃を実行しその機能を確保する。

## 第2章 公園維持管理業務

### 第1節 施設補修

該当箇所を要因とし、市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより市民の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応する。

また、公園内のトイレ等施設のランプ切れなどによる不点球を確認した場合に対応する。

対象施設：園路、側溝、東屋、ベンチ、トイレ等の遊具を除く公園施設、公園内トイレのランプ切れ ※外灯は対象外

## 第2節 清掃

該当箇所を要因とし、快適な施設利用を阻害する場合に対応する。

清掃対象：公園内のゴミ、トイレ清掃

## 第3節 設備保守

市民が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより市民の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある機能不良を発見した場合に対応する。また、錆や剥がれにより塗装する必要がある場合に対応する。

対象業務：公園内トイレつまり、水漏れ対応等

### 第3章 植栽管理業務

#### 第1節 除草

##### (1) 道路

道路の植栽管理は、「沖縄県道路緑化基本計画」「沖縄県街路樹植栽・維持管理ガイドライン」「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン」を参考とすること。

受注者は下記の管理区分に従い、管理基準と同等以上の管理を行うものとする。

表 1 道路の除草管理基準

管理区分	管理基準
幹線市道（1級、2級）	草高 50cm 以下
上記以外	発注者と受注者の協議により決定する

※沖縄県道路緑化基本計画【改訂版】II-67表 2-4-6 頁参照

幹線市道以外の路線の除草については、次の事項を踏まえて行うものとする。

- 1 交通安全上、支障を来さない状態を保持する。
- 2 視認性を阻害しない状態を保持する。

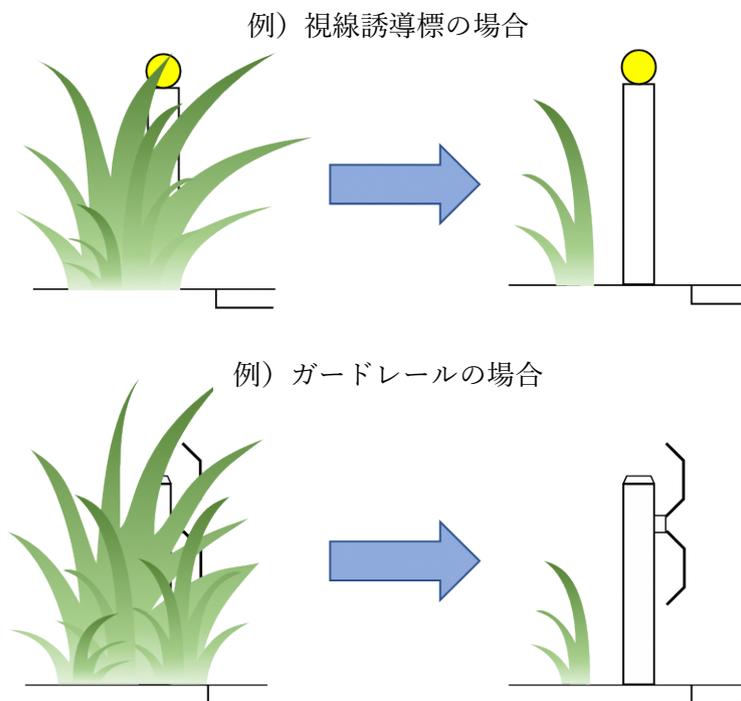


図 1 幹線市道以外の路線の判断基準のイメージ

## (2) 公園

- 1 公園利用上、支障を来さない状態を保持する。
- 2 溝、斜面等の事故が発生する可能性のある施設が目視確認できる状態を保持する。

## 第2節 植栽管理（低木、高木）

### (1) 道路

受注者は下記の管理区分に従い、管理基準と同等以上の管理を行うものとする。

表 2 道路の植栽管理基準

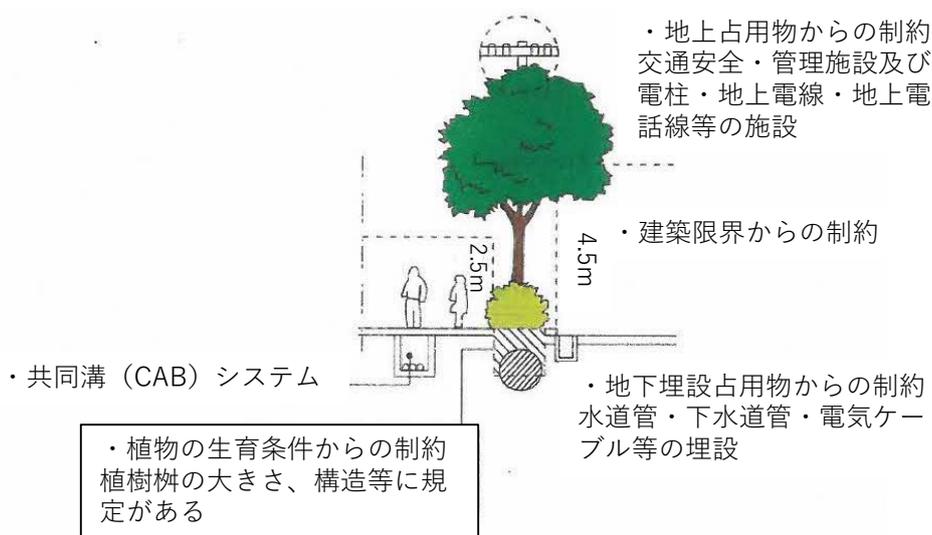
管理区分	管理基準
幹線市道（1級、2級）	沖縄県道路緑化基本計画【改訂版】に準ずる 低木：樹種別の樹高維持高さ（Ⅱ-332頁参照） 高木：建築限界等の制約条件と生育空間（Ⅱ-53～57頁参照）
上記以外	発注者と受注者の協議により決定する

表 3 低木の刈込み回数

刈込み頻度	維持高さ	対象樹種
1回/年程度	0.5m以下	オキナワハイネズ、クフェア、マルバガジュマル、ヒメサンダンカ、ハマヒサカキ、ハリツルマサキ、ワイセイランタナ、モクビャッコウ等
	0.5～1.0m	アカリファ、オオバナアリアケカズラ（アラマンダ）、ランタナ、サンダンカ、ヤドリフカノキ（カボック）、シャリンバイ、トベラ、ツツジ
	1.0～1.2m	ブソウゲ、シマヤマヒハツ、タマモクマオウ、テリハクサトベラ、ハマジンチョウ、クロトン、ゴモジュ
2回/年程度	0.5m以下	アメリカハマグルマ（ウエデリア）
	0.5～1.0m	オオゴンガジュマル、キバナタワンレンギョウ
1回/2～3年（株分け）	草本	グーパー、ムラサキオモト、ムラサキツユクサ、シマアザミ

※沖縄県道路緑化基本計画【改訂版】Ⅱ-332頁表8-2-1の抜粋

車道用建築限界（道路の幅と路面から歩道 2.5m、車道 4.5m の高さ）内にはみ出ている雑木の枝打ち及び伐採を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、発注者と協議のうえ、実施するものとする。



a. 植栽樹木が建築限界へはみ出している例

b. 植栽樹木が建築限界へはみ出していない例

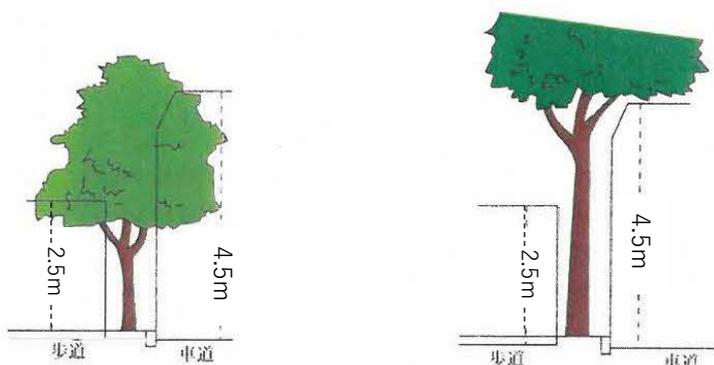


図 2 道路の植栽管理の判断基準のイメージ

## (2) 公園

該当箇所を要因とし、利用者や近隣住民の活動を阻害する場合や、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合、又は樹形の乱れ、病害虫の発生の可能性がある場合に対応する。